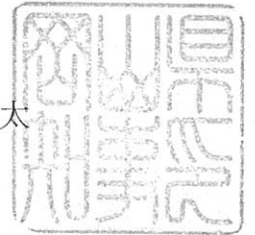




岡山県第232号
平成25年6月24日

公益社団法人
被害者サポートセンターおかやま
代表理事 高原 勝哉 殿

岡山県知事
伊原木隆太



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成25年 6月24日から 平成30年 6月23日 まで